

遼史・契丹言語文字研究の新成果（下）

吉本 智慧子

五 『烏里衍詳穩墓誌銘』

1 国舅大翁帳新資料の出現



拔里国舅大翁帳の本帳地および 2012 年以前の出土墓誌の情況は、『新出契丹史料の研究』 pp.176-177 に、以下のように詳細に説明した。

迪輦迪魯古の後裔は国舅大翁帳に属し、この帳は出土した墓誌が最も少なく、現時点で明確にできる世系は胡母里北只の十世孫蕭義（胡獨董常哥）の一族だけであり、胡母里北只から蕭義の孫世代まで、全部で十二代を数える。墓葬は今の遼寧省法庫県西南 50km の葉茂台鎮葉茂台村一帯に分布し、村の北から西にかけて村の西には 1 基の比較的高い独立した小山があり、遼代にはこれを「聖迹山」と称した²³⁾。山脈は村の北から西に向かって延伸し、復た南に向かって展開している。広々とした緩やかな南斜面に、多くの墓葬が分布し、三個の墓区を編成している。東墓区は、小山の東端に近い南斜



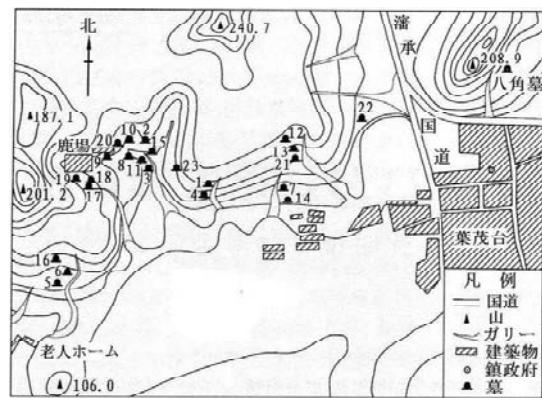
面に位置し、すでに 7、12、13、14、21、22 号墓の 6 基が発見されている。西墓区



聖跡山

は、小山の西部の山稜が南に向かって弯曲した東斜面と南斜面に位置し、すでに 5、6、16 号墓の 3 基が発見されている。中墓区は、小山の南斜面に位置し、すでに 1、2、3、4、8、9、10、11、15、17、18、19、20、23 号墓の 14 基が発見されている。この墓群は 1953 年 6 月にはじめて発見された。1972 年 9 月、鐵嶺地区文化局が主催する鐵嶺地区文物幹部訓練班が 1～6 号墓を発掘整理したが、そのうち 4 号

墓はすでに盗掘されており、遺物が出土しなかった。1974 年 5 月、遼寧省博物館考古隊、鐵嶺地区文物組、法庫県文化館は 7 号墓を発掘整理したが、墓主は老年の女性で、二幅の帛画を含む大量の副葬品が出土し、墓主の高貴な地位を明示する。しかし墓誌は出土していない。埋葬年代の推定上限は 10 世紀中期で、下限は聖宗統和末年（三十年[1012]）を降らない。1974 年 5 月、遼寧大学歴史系文博班は考古実習で 8、9 号墓を発掘し、いずれも夫妻合葬墓であった。1974 年鐵嶺地区群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組が 10、11、12、13、14 号墓を整理したが、前 3 基はつとに盗掘されており、遺物が出土しなかった。14 号墓からは大量の木工、漁獵工具および武器が出土した。1975 年 5 月、鐵嶺地区群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組が 15 号墓を整理したが、单人葬で、出土遺物は多く馬具と兵器であった。1976 年 4 月より 9 月にかけて、鐵嶺地区群衆芸術館文物組と法庫県文化館文物組が 16 号墓を整理し、墓は盗掘されていたが、漢文『蕭義墓誌』（天慶二年[1112]）



蕭義墓

を出土し、墓主は『遼史』卷八十二に立伝された蕭常哥で、太祖淳欽皇后の異父長兄である迪輦迪魯古の七世孫に当たる。その次女師姑は、天祚帝の徳妃で、乾統三年（1103）に封ぜられた。1976 年 7 月、法庫県文化館文物組は 17 号墓を整理したが、墓はつとに盗掘されており、遺物は出土していない。1976 年 10 月、法庫県文化館文物組が 18 号墓を整理し、夫妻合葬墓であった。

1978年8月、鉄嶺地区文物組が19号墓を発掘整理したが、夫妻合葬墓であり、墓主は三十五歳前後であった。墓葬の推定年代は遼代後期である。1980年10月、法庫県文化館文物組が20号墓を整理したが、つとに盗掘されていたため、遺物はほとんど残っていなかった。1988年6月、法庫県文化館文物組が21号墓を整理したが、墓主は男性で、墓葬の推定年代は遼代後期である。1989年8月、法庫県文物管理所が22号墓を調査したが、墓葬が破壊されていたため、整理発掘を行わなかった。2004年8月、中墓区に位置するもう1基の墓が盗掘され、同年10月26日より11月30日にかけて、遼寧省文物考古研究所と瀋陽市文物考古研究会が応急的発掘を共同で行い、23号墓と編号された。この墓は葉茂台遼墓群の東の斜面にあり、現地では老虎窩山と称されている。相対位置は鹿場の東方約200mのところにあり、1973年に発掘された3号墓の東約50mである。墓葬の所在地の地勢は東北が高く西南が低く、台地の辺縁である。23号墓は磚石混築の多室墓で、墓道、天井、墓門、甬道、左右耳室、前室、主室の七部より構成されている。全長25m、幅7m、地表から最も深い部分は7mに達する。墓中より契丹小字『控骨里太尉妻胡覲古娘子墓誌』の残石が出土し、推定年代は遼道宗清寧年間（1055-64）である。墓主は朝隱驢糞（耶律宗教）大王と惕隱韓國夫人姓古只二人の次女胡覲古である。国舅大翁帳に属する文字の記述のある墓葬はわずかにこの二件だけである。



葉茂台の千年古楓林

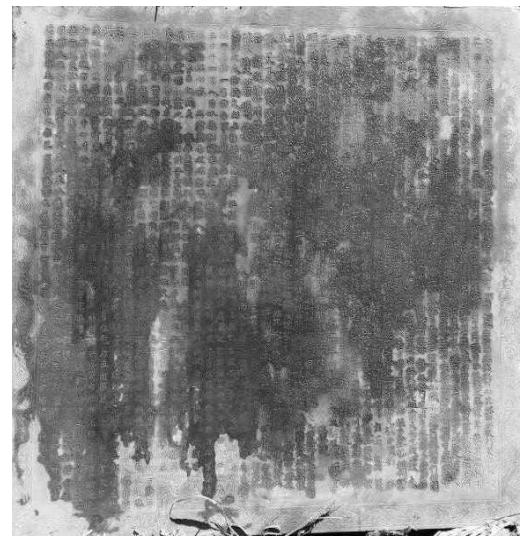
2014年になって、久しく沈黙していた国舅大翁帳について新資料が出現した。

『烏里衍詳穩墓誌銘』（大康三年[1077]）は右から契丹小字誌文23行を刻し、第23行の下半部から引き続き漢字誌文を刻し、全部で40行である。このように同一の誌石の同一の面に契丹文字と漢字を並べて刻する墓誌は、現時点では『耶律延寧墓誌』（統和四年[986]）しかない。しかし

『烏里衍詳穩墓誌銘』の刻写形式とは異なり、『耶律延寧墓誌』は上半部に 19 行の契丹大字誌文を刻し、下半部に 24 行の漢字誌文を刻するが、漢字の最後の三行つまり第 22 行から第 24 行は石面を縦貫して全行に刻されている。『烏里衍詳穩墓誌銘』の墓主烏里衍望仙奴（漢名蕭政）は、遼太祖淳欽皇后の異父長兄迪輦迪里古（『遼史』に伝のある蕭敵魯）の六世孫である。上文に述べた胡獨董常哥（漢名蕭義）は、迪輦迪里古の七世孫である。二人はともに國舅大翁帳の後裔に属するが、系譜は決して近くない。ここから烏里衍望仙奴墓も葉茂台墓群の中にあったが、16 号墓（蕭義墓）とは比較的遠くに隔たっていたことが推測される。

『蕭義墓誌』は蕭義埋葬の地が「遼川之右、聖跡山陽」にあったと記し、『烏里衍詳穩墓誌銘』はこの山の名を「啜刺擺山」とする。「啜刺」は、契丹の男子が使用する名であり、「擺」は、契丹語の「高い」の意である。したがって山名「啜刺擺」は漢語「聖跡」の対訳でないことがわかる。当地の村民は山の方位を根拠に「西山」と「北山」と称している。聖跡山の南斜面は、5 号、6 号、16 号墓（蕭義墓）のある西墓区である。『烏里衍詳穩墓誌銘』は望仙奴埋葬の地が啜刺擺山の「長丘」にあると記すが、この「長丘」が結局現在すでに発掘されている東墓区なのか、『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』がある中墓区なのか、あるいは未発見のその他の墓区なのか、知りようがない。

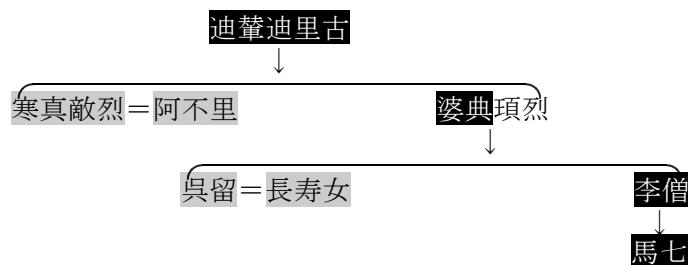
『烏里衍詳穩墓誌銘』は盗掘されたのち、内蒙古自治区赤峰市翁牛特旗橋頭鎮に移転したが、盗掘者は現在 30 万人民元で売り出し中とのことである。ここでは墓誌の写真に基づき以下の研究を示す。

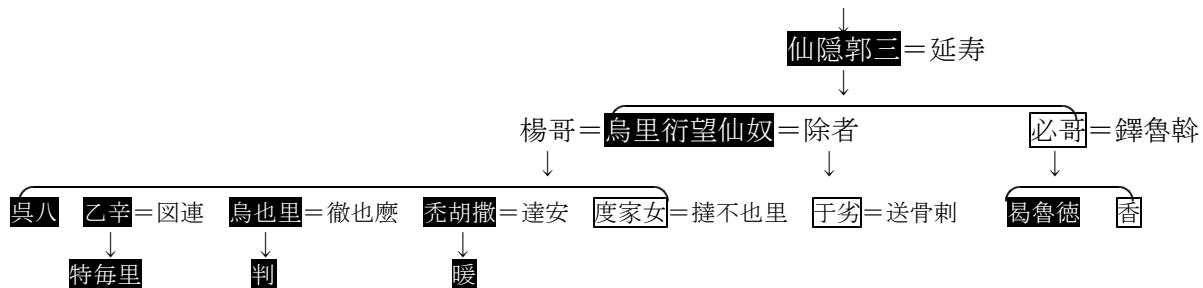


契丹小字『烏里衍詳穩墓誌銘』

2 婆典頃烈一族の系譜

『烏里衍詳穩墓誌銘』はまず国舅大翁帳迪輦迪里古の子婆典頃烈（『遼史』卷八十四に立伝された蕭幹）の家系の七代の系譜を示す（文字が反転したものは、男性を表示する。文字囲いは、女性を表示する。塗りつぶしで表示したものは、本墓誌には見えない。以下同じ）。





迪輦迪魯古（?-918）を、漢字誌文は「大国舅尚父宰相」と称し、『遼史』卷七十三に立伝された蕭敵魯で、淳欽皇后の異父長兄である。迪輦迪魯古には二弟があり、大弟雲都昆緬思は、『遼史』外戚表に見える駙馬都尉室魯（勉思）、蕭敵魯伝の「耶律釋魯」である。異父幼弟撒懶阿古只（淳欽皇后の同母弟）は、卷七十三に伝があり、伝文はその字撒懶を「撒本」に誤る。

『遼史』は迪輦迪魯古の二子の名を記し、一子は名蕭翰（?-949）で、卷百十三に伝がある。もう一子は名蕭幹（?-986）で、卷八十四に伝があり、伝文はその契丹名頃烈を「頃烈」に誤る。その字「婆典」を、本紀は「婆頂」とも作り、この「頂」字は「頂」字の誤りである。「婆典」あるいは「婆頂」の契丹文表記は「兆帀伏」podin であり、『烏里衍詳穩墓誌銘』に初見する。蕭翰は天禄二年（948）正月に世宗の妹阿不里公主を娶り、その年に謀反して下獄し、世宗はこれを釈放したが、翌年正月に再度謀反し、誅に伏した。蕭翰の死後、阿不里公主は雲都昆緬思の承帳の子神覲（撒懶阿古只第五妻の生んだ子）と再婚し、一子を生み、名は檀哥で、そのことは『白斯本相公墓誌銘』に詳しい。ここから推測されるが、蕭翰は嗣がなかった可能性がある。『遼史』卷八十四に蕭幹の姪討古（?-982）の伝があり、外戚表「北府宰相敵魯」の孫輩に「平章事討古」が見え、本紀には乾亨元年（979）六月に宋が河東を下し、勝に乗じて燕を襲い、統軍使蕭討古等がこれと戦って、敗績したことだけが見える。討古の父が蕭翰でないなら、迪輨迪魯古の別の子となる。

蕭幹の子で『遼史』に見えるものは、「呉留」だけである。卷十/聖宗本紀一、統和元年（983）二月に、景宗の次女長寿公主（?-1017）が婆頂の子呉留に嫁いだとある。しかし公主表は長寿女が「宰相蕭排押」に嫁いだことを載せるだけである。校勘記は排押の弟恒徳が「統和元年に越國公主を尚った」（蕭恒徳伝）ことを根拠に本紀の呉留が恒徳、長寿公主が延寿公主であるとする。しかし恒徳の名は漢語ではなく、さらに「痕得」、「痕德」、「肯德」、「肯頭」、「懇得」などの同音異訛が存在し、「呉留」はこれらの音訛とは同じでない。恒徳の字「遜寧」は、『遼史』、『高麗史』、墓誌に見えるが、やはり「呉留」と音が近くない。かつ公主表それ自体遺漏が甚も多いので、筆者はその説を取らない。長寿公主は先に呉留に嫁いだのちに改めて排押に嫁いだ可能性がある。呉留は、聖宗本紀に一見するだけで、『烏里衍詳穩墓誌銘』も「婆典宰相の子李僧太師」を記すが、「一子」とはいっておらず、さらにほかの子が存在した可能性を含む。

李僧を、墓誌は「太師」と称する。その子馬七を、墓誌は「太尉」と称する。馬七の子の名郭三、字仙隱なる者も、「太尉」と作る。郭三の子は、墓誌の主人公烏里衍望仙奴である。この四代の人は、ともに『遼史』に見えない。

郭三の妻延寿夫人は、烏里衍望仙奴の生母である。夫人は六院撻古遼里夷離董帳の出身で、父は曷魯郎君である。夫人は郭三と一子一女を生み、子は烏里衍望仙奴、女は必哥で、烏里衍望仙奴の妹で、惕隱司季父房太隱鐸魯幹太師に嫁ぎ、一子曷魯德郎君、一女香娘子があった。

望仙奴（1019-1077）、^{あざな}字は烏里衍。迪輦迪魯古から烏里衍望仙奴まで、全部で六代となり、したがって前者は後者の五世の祖である。契丹小字誌文は迪輦迪魯古を「曾祖父」とし、漢字誌文は烏里衍望仙奴を迪輦迪魯古の孫とするが、ともに誤記である。烏里衍望仙奴の原配の夫人楊哥は、惕隱司仲父房の出身で、父は長身奴將軍、母は韓娘子である。楊哥夫人は興宗皇帝の時代に逝去した。後妻の除者は、王子班朝隱驥糞惕隱廣陵郡王と姓古只陳国夫人の女で、漆水郡夫人に封ぜられた。朝隱驥糞は、漢名は耶律宗教で、契丹小字『大中央契丹胡里只國故廣陵郡王墓誌銘』（重熙二十二年[1053]。以下『廣陵郡王墓誌銘』と略称）と漢文『耶律宗教墓誌』がある。耶律宗教の妻姓古只の封号は韓国夫人で、『烏里衍詳穩墓誌銘』に見える「陳国夫人」とは同じでなく、後者は誤記に違いない。姓古只夫人は二子、二女を生育し、長女特免は、國舅大翁帳處德太師と農魯隣夫人の子信陵郎君に嫁いだ。次女胡睹古は、國舅大翁帳阿沒郎君と楚魯古婉の子控骨里太保に嫁いだ。ともに『烏里衍詳穩墓誌銘』に見える「除者」という女兒が見えない。あるいは除者はそもそも庶出で、『烏里衍詳穩墓誌銘』はその事実を隠蔽して耶律宗教の正室をその生母としたのかもしれないが、その意図は除者の家族の地位を向上することに他ならない。果して、『烏里衍詳穩墓誌銘』の漢字誌文は除者が執筆した（撰作か書丹かは、不明である）だけでなく、かつ契丹誌文には父の『廣陵郡王墓誌銘』を大量に引用、改編している。それだけでなく、漢字誌文の第32行から第35行において家族成員の序列を紹介する際に、明らかに除者個人の願望が出現している。契丹小字誌文の第14行より第15行の家族墓地での会葬における近親、喪主の序列についても、同様に除者個人の願望を表現している。この夫人の能力がかなり高く、侮りがたいことがわかる。除者夫人は一女、于劣娘子だけを生み、胡都古娘子の子送骨刺郎君に嫁いだが、家族成員の序列において于劣娘子夫妻は烏里衍望仙奴の妹必哥のすぐあとに並び、最初の夫人の生んだ子女は一律に後に置かれている。会葬の時さらに自己の婿の母親胡都古娘子を最初に置き、婿送骨刺、女于劣娘子がそれに隨い、その後がようやく必哥夫人とその子曷魯德郎君、女香娘子となる。除者夫人は原配の生んだ子孫を第三の位置に退けているのである。

楊哥夫人は四男一女を生み、長子吳八將軍は、1077年以前に卒し、嗣なく、墓誌はその妻を記しておらず、あるいは妻を娶らずして卒したのかもしれない。次子乙辛も、すでに逝去しており、妻図連には、一子特每里郎君がある。第三子烏也里は、妻は徹也麼で、一子判郎君がある。第四子禿胡撒は、妻は達安で、一子暖郎君がある。楊哥夫人の女度家女は、惕隱司季父房撻不也里相公に嫁ぎ、夫人に封ぜられたが、墓誌はその子を記していない。

以上の解説と考証によって、『新出契丹史料の研究』pp.237-238 外戚表「蕭氏」（拔里氏）一族の系譜をあらためて増補し、以下のように帰納することができる。そのうち、『遼史』外戚表に見えるものは□を用いて表示する。

氏 蕭	戚	蕭氏[拔里氏]			戚
母祖五 重胡世 敵宰北 魯相府	世一	五世祖胡母里（曾祖父胡母里北只）			一世
幹宰北 相府	世二				二世
古事平 討章	世三	郎君諧里			三世
	世四	北府宰相敵魯（迪董迪魯古）			四世
	世五	宣武軍節度使翰 (寒真敵烈)	北府宰相幹 (婆典頃烈)		五世
	世六		吳留 太師李僧	平章事討古 (括寧)	六世
	世七		李僧子：太尉馬七	平章事恭	七世
	世八		太尉仙隱郭三	平章事約直	八世
	世九		詳穩烏里衍望仙奴	節度使實老[宗石]	九世
	世十		長子：吳八 次子：乙辛 第三子：烏也里 第四子：禿胡撒	保信軍節度使重 都指揮使輔 北府宰相義（胡獨董常哥）	十世
	世十一		乙辛子：特每里 烏也里子：判 禿胡撒子：暖	常哥子：左奉宸沖之	十一世
	世十二			某 陶蘇幹 特末	十二世

遼代墓誌に記述された国舅大翁帳出身の人物は決して少なくないが、一般に姻親関係を叙述する簡単な文章に出現し、完全な系譜の連鎖を欠いている。たとえば契丹小字『廣陵郡王墓誌銘』と漢字『耶律宗教墓誌』は耶律宗教の二人の女兒を記すが、嫁いだ対象はみな国舅大翁帳出身である。しかし長婿信陵、次婿控骨里の家系はともに不明で、したがって上表に納入しようがない。『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』の出土した 23 号墓は『蕭義墓誌』が出土した 16 号墓とは比較的遠く隔たっており、別の墓区に属するので、控骨里と蕭義の関係も近い家系ではなかつたことが推測されるのみである。

3 烏里衍望仙奴

まずは契丹小字誌文と漢字誌文の関連する記述を対比して観察してみよう。

行	契丹小字誌文	漢字誌文	行
1	詳穩の名望仙奴、 ^{あざな} 字烏里衍。	靜江軍節度使蕭望仙奴、幼承興宗皇帝之深渥也。	26
5 ↓ 9	詳穩二十四歲始めて入仕し、小將軍、 牌印司郎君班闈撒、承旨、転運、宿直 官を歴、尋で止丸女太保に遷る。北 剋、五國節度使および防御使を受けられ。 再び止丸永谷部節度使、觀察を 受けられ。同知西京都兵馬副部署を両 任す。獄空しきこと五度。綸誥二たび 降る。撻里部を節制し、四捷軍詳穩に 除せらる。臨海軍節度使、知涿州事、 復州節度使。後 左院黃皮室詳穩と為 る。五十九歳病薨す。	始宣入内、盡心力而朝夕罔怠、竭謀猷而夙夜惟勤。 上謂曰：可為一代之忠孝臣也。迄至睿孝皇帝臨朝、 親勳並任、賢能罔間。上又謂曰：此人先朝念善、 俾為耳目之臣。今我旌功、宜作藩宣之任。是時、 封乎重祿、躡彼諸侯。興郡復城、示遼東之上。鎮 臨海涿城、彰國內之雄藩。處處理民、時時振譽。 於是名喧聖聽、望重皇朝。知能理民、重加爵祿。 又走馬上西京同知、一權京事、兩申獄空。致又特 降綸言、急封紫誥、除山西兵馬都部署也。續後另 降使臣、令行案問。代天行事、顯肅肅之皇華。辯 訟分争、助平平之王道。俱無濫政、備達聖聰。	↓ 32
14	大康三年（1077）十一月八日、日時とも適宜であり、婿の母胡都古娘子、婿送骨刺郎君、女子劣娘子、妹必哥夫人、 (妹の)子曷魯德郎君、(妹の女)香娘子、妻除者夫人、(前妻の子)烏也里、 禿胡撒、(諸孫)特每里、判、暖、(諸嫁)図連、徹也麼、達安および親族一同、啜刺擺山の長丘において会葬す。	兼相公曾任尅、乃五國節度使、土渾相公、皮失相 公。數遷鎮郡、共治黎氓。皆叶民望、亦播政聲。 十一月八日辰時葬於墓。	35 36 37

1 射

契丹語は kəi に作り、「風」と同音で、契丹小字は同一字「主」を用いて「射」、「風」の二つの意を兼ねて指す。統和十二年（994）、聖宗は奚王府二尅を以て「南尅」、「北尅」二部を分置した。

「尅」は官称でもあり、「北尅」は該部を管掌する軍官である。『遼史』列伝に見えるところでは、耶律那也の「父斡里が、嘗て北尅と為」り（校勘記が指摘するように、重熙十八年十月および卷一五西夏外記は並びに「南尅耶律斡里」を作る）、耶律特麼は「重熙間 北尅と為」り（契丹文墓誌は「重熙二十年[1051]任南尅に任せらる」と記す）、蕭胡賜の「族弟敵烈が北尅と為」り、この族弟は蕭孝誠の第七子時時隣敵烈（漢名知玄）である。契丹文墓誌に見えるところでは、蒲奴隱図古辞（1018-1068）が北尅に任せられ、白隱蒲速斡（1058-1104）が寿昌元年（1095）に北尅に任せられ、時時隣敵烈の第三子烏魯斡が北尅に任せられ、興寧曷魯涅葛が北尅に任せられたのちに

防禦使に任せられたのは、烏里衍望仙奴の官歴に類似する。

2 五国

『烏里衍詳穩墓誌銘』に初見する。契丹語は *ijbən* を作る。即ち黒龍江流域に分布する生女真五大部落「剖阿里国、盆奴里国、奥里米国、越里篤国、越里吉国」であり、聖宗の時に来附し、命じて本土に居らせ、以て東北境を鎮守させ、黃龍府都部署司に属した。「五国節度使」は重熙六年（1037）八月に始めて設けられた。設置の原因は、『遼史』の二箇所に見える。卷三十三/營衛志下に「越里吉国人尚海等 曽帥渾敵の貪汚を訴うるを以て、五国曾帥を罷め、節度使を設けて以て之を領せしむ。」とあり、卷十八/興宗本紀一に「己卯、北枢密院言う越棘部の民 其の曾帥坤長の不法に苦しみ、多く流亡す、詔して越棘等五国曾帥を罷め、契丹節度使一員を以て之を領せしむ。」とある。卷二十/興宗本紀三/重熙十八年（1049）五月に「五國節度使耶律仙童」が見え、卷二十二/道宗本紀二/咸雍七年（1071）三月に「五國節度使蕭陶蘇斡」が見える。列伝には清寧四年（1058）以後、耶律獨擣（?-1075）が五国節度使に任せられたことが見え。本紀には耶律仙童が清寧二年（1056）に北院大王から知黃龍府事に改められたことが見える。列伝には蕭陶蘇斡が「咸雍五年（1069）、崇徳宮使に遷り」、「八年（1072）、漠北滑水馬群太保を歴、数年 調せらず」と見え、蕭陶蘇斡の五国節度使の任期は 1070 と 1071 の二年の間である可能性がある。烏里衍望仙奴の任職期間は不明だが、五国節度使考満のち大康三年（1077）の死までなお十餘の官職を歴ており、五国節度使の任期が耶律仙童のあと、三十代前半の頃であったことが推測される。

3 捷里部

捷里には四部族があり、東北路に属する。四部族の名称は不詳で、契丹文墓誌にはわずかに「南捷里部」、「東捷里部」が見えるのみである。捷里四部族を統轄する軍事長官は、「捷里四部族詳穩」と称される。兀古隣杷八（993-1034）がこの職に任せられている。「捷里四部族詳穩」は「捷領詳穩」（漢文墓誌は「達領將軍」を作る）とも略称し、余靖『武溪集』契丹官儀に「其の東北則ち捷領相公有り、黒水等の辺事を掌る。」とある。捷領相公は捷領詳穩であり、東北路兵馬詳穩司（東北面詳穩司ともいう）に属する。耶律宗教（991-1053）は開泰十年（1021）に「東北路達領將軍」に任せられ、胡都董鉄里鉢里（1011-1069）は応州節度使の後に続いて「東北路捷領詳穩」を攝した。石魯隱朮里者（1019-1069）は重熙十五年（1046）に「東北路捷領詳穩」に任せられ、翌年北女真詳穩に改められた（但し『遼史』本紀には十七年[1048]になお東北面詳穩に任せられていたことが見える）。遵寧滌魯（998-1071）は重熙十九年（1050）に烏古敵烈部都詳穩に任せられ、尋いで「東北捷領詳穩」（漢文墓誌は「東北路捷領詳穩」を作り、『遼史』は「東北路詳穩」を作る）となった。東北路詳穩（『遼史』は「東北面詳穩」とも作る）は本紀には開泰八年（1019）に初見し、同年七月に「東北路詳穩耶律獨迭を以て北院大王と為す。」、重熙十五年（1046）に「前南府宰相耶律喜孫東北路詳穩」、咸雍二年（1066）に「東北路詳穩耶律韓福奴を以て北院大王と為す。」、三年（1067）に「東北路詳穩高八南院大王」、七年（1071）に「東北路詳穩合里只を以て南院大王と為す」とある。帰納すると下表の如くである。

任職時間	撻領詳穩
開泰八年（1019）	耶律獨迭
開泰十年（1021）	耶律宗教（991-1053） 胡都董鐵里鉢里（1011-1069）
重熙十五年（1046）七月	耶律喜孫 石魯隱朮里者（1019-1069）
重熙十九年（1050）以後	遵寧滌魯（998-1071）
咸雍二年（1066）	耶律韓福奴
三年（1067）	高八
七年（1071）	耶律合里只

4 四捷軍詳穩

四捷軍都指揮使司に属する。四捷軍は遼が宋の降者を以て二部を分立したもので、その一つは四捷軍といい、もう一つは帰聖軍という。本紀に見える「四捷軍詳穩」に任せられたものには、乾亨二年（980）十一月「四捷軍詳穩耶律痕徳（耶律勻骨）」、開泰八年（1019）「左祇候郎君耶律罕四捷軍都監」、太平九年（1029）「四捷軍都指揮使蕭頗得」、重熙十三年（1044）「四捷軍詳穩張佛奴」、大安十年（1094）「四捷軍都監特抹」がある。列伝には以下のものが見える。別勒隱拔刺が、「重熙中、四捷軍詳穩に遷る」。耶律獨擲（?-1075）が卒する前に「四捷軍詳穩」に任せられた。契丹文墓誌には以下のものが見える。涅隣劉家奴（1002-1051）が重熙七年（1038）六月に四捷軍詳穩に任せられ、七月に改めて節度使に任せられた。王寧高十（1015-?）が重熙十九年（1050）に四捷軍詳穩に任せられた。連寧曷里（1010-1083）が懿州節度使の任期が満たないうちに改めて四捷軍詳穩に任せられた。

5 土渾相公

『遼史』卷四十六/百官志二/北面邊防官に「吐渾軍詳穩司」がある。西北路諸司に属し、諸国を控制する。契丹小字誌文には烏里衍望仙奴が「吐渾軍詳穩」の職に任せられたことが見えない。

皮失相公。「皮失」を、『遼史』は「皮室」に作り、『金史』は「脾室」、「毗室」に作る。漢字誌文の「皮失相公」は「皮室詳穩」であり、契丹小字誌文の「左院黃皮室詳穩」に対応する。『遼史』には「黃皮室軍詳穩司」がある。国語解に「皮室軍制、南、北、左、右皮室および黃皮室有り、皆精兵を掌る。」とある。本紀、列伝および墓誌には「左皮室詳穩」、「右皮室詳穩」、「南皮室詳穩」、「北皮室詳穩」および「黃皮室詳穩」が頻見するが、「左院黃皮室詳穩」は『烏里衍詳穩墓誌銘』に一見するだけである。ここから、黃皮室軍に左院、右院の区分があることがわかる。許国王寅底石の子延寧明は、『糺隣墓誌銘』では「左院皮室大將軍」と称され、あるいは「左院黃皮室詳穩」であろう。『遼史』耶律撻烈（906-984）伝には会同年間（938-46）の「邊部令穩」が見え、契丹文墓誌では「皮室詳穩」と表現される。

4 胡覩古娘子



胡覩古娘子は、烏里衍望仙奴の岳父耶律宗教の次女である。その名「捺」（胡覩古）は『廣陵郡王墓誌銘』、『耶律宗教墓誌』に見える。その夫の名「控骨里」を、『耶律宗教墓誌』は「國舅阿沒郎君男控骨里太尉」を作り、『廣陵郡王墓誌銘』は「力立出父又反父又几太女空母」（國舅大翁帳控骨里太保）を作る。胡覩古娘子の墓は2004年に拔里国舅大翁帳の本帳地である遼寧省法庫県葉茂台鎮で発見された。墓は单人葬で、墓中より契丹小字『控骨里太尉妻胡覩古娘子墓誌』（以下、『胡覩古娘子墓誌』と略称）が出土した。2010年に筆者がはじめて墓誌に対する釈読を発表した²⁴⁾。ここに簡単に述べると以下の如くである。

遼寧省法庫県葉茂台鎮は、遼朝拔里国舅大翁帳の本帳の所在地である。この房帳は、遼太祖淳欽皇后の異父長兄敵魯（契丹文の綴りによれば、この人の「字」と「名」の適切な音訛は「迪輦・迪里古」となるはずである）の後裔である。長期にわたって、拔里国舅大翁帳の本帳は所在地不明のままだったが、1976年に出土した漢文『蕭義墓誌』によってようやく法庫県葉茂台鎮あたりに推定されるようになった。『考古』2010年第1期に、同墓地において2004年に出土した契丹文墓誌残石の拓本写真が公開された。筆者の解説によれば、これは拔里国舅大翁帳に所属する控骨里太尉の妻である胡覩古娘子の墓誌にほかならない。ここに至ってはじめて、法庫県葉茂台鎮あたりが、あきらかに拔里国舅大翁帳の本帳の所在地であることが断定できるようになった。

『胡覩古娘子墓誌』は、青い細砂岩の石質に、楷書の契丹小字が刻まれており、字体が整っている。誌石はすでに盜掘者に打ち碎かれ、いくつかの破片となっている。残存した破片の大きなものは、長さ53cm、幅18cm、厚さ15cmである。その中で、文字があるのは4件のみであり、しかも読み取れる単語は33個しかなかった。ゆえに、墓の発掘簡報は、「惜残缺不全、無法拼對通讀。」と慨嘆する。しかしながら、筆者はこのわずかに残存した33個の単語を解説し、併せて「墓主人可能是一位中年女性」という墓主の遺骨鑑定を手がかりに、墓主の姓氏、名前、出身房族および大体の埋葬年代のすべてを解明した。

墓主の胡覩古娘子は、契丹小字『廣陵郡王墓誌銘』と漢字『耶律宗教墓誌』の墓主、遼景宗の次男、秦晋国王隆慶の庶長子である耶律宗教（契丹名は「朝隱驢糞」）の次女である。胡覩古娘子の母である惕隱婉韓國夫人姓古只は、乙室己国舅少父房

の出身で、涅里袞敵烈徳（『遼史』卷八十八に立伝された蕭敵烈）の第五女になる。胡覲古娘子の夫である控骨里太尉は、拔里国舅大翁帳の出身で、遼太祖淳欽皇后の異父長兄である迪輦迪魯古の後裔にあたり（耶律宗教の長女特免、次女胡覲古および烏里衍望仙奴の妻である除者三人の嫁ぎ先はともに拔里国舅大翁帳である）。耶律宗教は重熙二十二年（1053）逝去し、享年62歳だったことで、そのとき次女の胡覲古娘子はおよそ三十代であったと推測しうる。発掘簡報の情報によると、磚を積んだ八角形の墓室は、「遼代中期のやや遅い時期に出現し」、黄釉を施したヒョウタン形の執壺については、「黄釉の磁器が遼墓に現れる年代は、中期のやや遅い時期であり、後期まで続いている。」とのことで、従って、胡覲古娘子の埋葬年代は、重熙二十二年よりさほど降らず、遼道宗の清寧年間（1055-64）にあるかと考えられる。

こうした結論は、同じ墓群より出土した漢文『蕭義墓誌』を佐証とすることができます。蕭義は、淳欽皇后の異父長兄迪輦迪魯古の七世孫にあたり、かれの房族は拔里国舅大翁帳に隸属する。胡覲古の夫である控骨里は、『廣陵郡王墓誌銘』に、その房族はまさに「國舅大翁帳」とある。ここから、遼寧省法庫県葉茂台鎮の遼墓群は拔里国舅大翁帳の本帳の所在地であることが改めて証明された。

墓誌残石の右から第1行と第2行に記述されるのは、墓主の夫である控骨里太尉の事跡である。残石の第1行の最下部に欠けたことがない單語はわずか、「**空火**」（太尉）「**上女**」（歳）「**仍火**」（補し）が3個ある。その意は、「太尉は□□歳に、入仕に補せられた」ではないかと思われる。残石の第2行に「**刃百火 弓化余火 午火 止及企**」（順に宰相の副使になり）および「**半及火 木土**」（灤州）²⁵⁾が見える。それは控骨里太尉の父の職ではない。というのは、漢文『耶律宗教墓誌銘』に控骨里太尉の父が國舅阿沒であり、その身分はわずかに郎君だったとあるからである。「灤州」に続く文字は「刺史」にちがいないかと思われる。

残石の第3行と第4行は、墓主である胡覲古娘子の父母および自身の事跡に関する記述である。第3行に「**丙吉 空火 火火 丙火 令火及内**」（朝隱大王、乙室己国舅賢なる涅里袞相公の第五女）と見える。「朝隱大王」とは、「朝隱驢糞」（「朝隱」は字、「驢糞」は名）つまり胡覲古娘子の父である耶律宗教を指す。耶律宗教は『遼史』には伝がないが、契丹小字『廣陵郡王墓誌銘』と漢字『耶律宗教墓誌』が出土している。「**令火及内**」（第五女）とは、耶律宗教の妻姓古只を指す。彼女の父は乙室己国舅少父房の涅里袞敵烈徳相公つまり『遼史』卷八十八に伝がある蕭敵烈である。蕭敵烈には、漢文墓誌があり、その墓は、遼寧省義県清河門西山村の西山にある。誌蓋に「佐移離畢蕭相公墓誌銘」と刻まれている。

今一つの位置不明の残石に「**王公丙 壬火 止火 丙火 令火及内**」（惕隱韓國夫人の兄の子袍頂）と見えるが、『廣陵郡王墓誌銘』によれば、その妻の名は「**木羽羽**」（姓古只）で、「惕隱韓國夫人」に封ぜられた。ここから上述の推論が確実であることを改めて証明し得る。

残石の第4行に記述されるのは、胡覲古娘子の婚前の行状である。最後の「**凡火女 穴 炎矢**」（控骨里太尉に）の下に失われている動詞は「嫁いだ」、即ち「控骨里太尉に嫁いだ」に違いない。控骨里は、『廣陵郡王墓誌銘』にも見えており、それは耶律宗教と韓國夫人の次女である胡覲古が嫁いだ夫である。ここから、墓誌が記述する墓主が胡覲古であることは言うまでもあるまい。墓誌の誌題は『控骨里太尉妻胡覲古娘子墓誌』である可能性が非常に大きい。「胡覲古夫人」とはせず「胡覲古娘子」とする根拠は、彼女の夫の官職が太尉であることがある。太尉の妻は、契丹文墓誌ではおおむね娘子と称し、夫人と称しないからである²⁶⁾。

控骨里の官職は、『耶律宗教墓誌』によれば「太尉」だが、『廣陵郡王墓誌銘』によれば「太保」である。太保は太尉の上、太師の下に位置し、そのうえ『胡覲古娘子墓誌』の製作年代が前の2墓誌の後にあるにもかかわらず、控骨里の官職を依然として「太尉」とすることから、『廣陵郡王墓誌銘』の「太保」は誤筆にちがいない。ここからさらに、胡覲古娘子の埋葬がその父の薨去から時間的にさほど大きく隔たらないことを推測しうる。その根拠は、一、彼女の夫の官職が相変わらず太尉であること。二、墓主の遺骨鑑定により「中年女性である可能性がある」ことである。朝隱驢糞が薨逝した年に六十二歳なので、その当時次女の胡覲古は三十代と思われ、その埋葬年代は1053年からさほど降らず、道宗の清寧年間（1055-64）にあたると考えられる。

5 耶律宗教

烏里衍望仙奴の岳父朝隱驢糞は、漢名耶律宗教（991-1053）である。「**丂伏**」（朝隱）は、その字である。「**丂穴汁**」（驢糞）は、その名である。景宗の次子秦晋国王隆慶の庶長子である。

耶律宗教墓の所在地は、遼寧省北鎮満族自治県鮑家郷高起堡村の西北約1.5kmのところに位置する谷状のくぼ地にある南向き斜面の崖下で、周辺は山々に取り囲まれており、ちょうど醫巫閭山の東麓にある。ここは、遼代には「**伏升卡 玄午**」nio'us niors（尼巫思連峰）と呼ばれていた。墓は南から東に45°偏し、長さ11.1m、上の幅2.5m、下の幅2.3m。墓上には塚がなく、磚築、八角形券頂で、斜坡の墓道があり、墓門の近くの両壁に壁画の痕跡がある。墓門の入口のところは四つの花崗岩の石塊でふさがれしており、大型の磚で封閉している。墓門は仿木建築の磚築で、上には磚製の斗拱を施し、单抄单下昂五鋪作である。墓門の洞口は磚築拱形であり、幅1.58m、高さ2.4m。甬道は、磚砌拱形であり、長さ4.46m、幅2.58m、高さ3.05m。甬道中部の両側には耳室があり、平面は長方形を呈し、長さ2.25m、幅1.8m、通高3.4mで、頂部は穹隆状を呈する。墓室の平面は八角形を呈し、毎辺長さ2.5m、残高4.2m、壁厚1.05m。頂部は穹隆状を呈する。地面には方磚を舗装し、磚の下には排水溝を設置する。墓は以前から何度も盜掘を被ったため、墓室天井の大部分はすでに崩れ落ちており、もとの封石のすべてが墓の中に落ちてしまい、墓室全体はほとんどむき出し状態となっている。遼寧省錦州市文物考古隊と県文物管理所は、1991年5月17日から6月4日にかけて墓葬の整理を行った。墓から出たほんの少し残された遺物のほとんども破損しているが、一件の契丹小字、漢字合璧の墓誌が発見された。漢字は誌石の正面に、契丹小字は誌蓋

の背面にそれぞれ刻まれている。

墓は磚を積んだ多室墓であり、墓道、墓門、甬道、左右耳室および主室からなる。墓門は南向きであり、上部には盜掘の際に掘られた穴の跡がはっきりと残されている。真西と西南面の墓壁の底部には、朽ちた柏の角材が残存し、その上に彩色塗料がかすかに見えている。そうしたことによって、元来主室と耳室にはともにその内壁に彩色上絵を施した柏木製の装飾版が嵌められていたことがわかった。これは契丹貴族の墓によく見られる葬俗で、それを認定する標識の一つである。



契丹小字『廣陵郡王墓誌銘』

墓誌は甬道から出土し、誌石と誌蓋とは離れている。石質は青緑色砂岩である。誌蓋は壺頂式で、長さ 107cm、幅 105cm、厚さ 17cm となっている。真ん中に 3 行 12 字の篆書漢字「大契丹國廣陵郡王墓誌銘記」が陰刻されている。その周辺に十二支の人物図像が刻まれており、いずれも頭に巾幘をかぶり、身に丸襟の長袍をまとい、手に笏をもっている。誌蓋の裏に 36 行の楷書契丹小字が陰刻されている。誌石の大きさは誌蓋に同じで、33 行の楷書漢字が陰刻されている²⁷⁾。

契丹文墓誌の右から第 1 行、即ち誌題は、「大中央契丹胡里只國の故廣陵郡王の墓誌銘序を併す」となり、その下にはほぼ単語 5 個分の空欄があつて「知制誥郎君蘇²⁸⁾撰した」と刻まれている。

誌文の第 2 行から第 18 行にかけては耶律宗教の出身、生涯、官職の履歴、第 19 行から第 22 行にかけては耶律宗教の妻と子女、第 23 行から第 25 行にかけては葬儀に参列した親族の名簿、第 26 行から第 28 行にかけては誌文の撰者である耶律白（郎君蘇）がその著述の経緯を述べる部分、第 29 行から第 34 行にかけては墓誌に附した銘文、第 35 行から文末の第 36 行にかけては会葬に参列した親族の名簿、となっている。

まず契丹小字誌文と漢字誌文の関連する記述を対比して観察しよう。

行	契丹小字誌文	漢字誌文	行
2	大王は名は驢糞、字は朝隱である。祖父は	王諱宗教、字希古、實孝成皇帝之諸孫、孝	9
↓	耶律捺鉢の第五汗景宗皇帝であり、生みの父	貞皇太叔之胤子。母曰蕭氏、故渤海聖王孫	↓
6	は秦晉国王で、景宗皇帝の次男である。大王	女、遼女娘子也。	10
	は、秦晉国王の長男である。母、迷里吉遼		
	女娘子は、丹国の聖汗烏魯古 ²⁹⁾ の後裔で、		
	外祖父と孫娘との血縁関係である。わかい		
	頃美貌で現地の名媛に数えられたので秦晉		
	国王に嫁いだ。人となりが慈しみ深く恵み		
	深かつたため、承天皇后（景宗皇后）の		

	歓心を買った。大王が生れたあと、伯父である聖宗皇帝は自分の子とみなした。同母弟は猪糞太師である。		
10 ↓ 26	大王は初め防禦使になり、觀察使および州の節度使の諸号に相次いで封ぜられた。王子郎君班詳穩に昇進し、塌母城の節度使になり、南院林牙、応州、宜州の節度使、帰化の節度使となり、遷って南院副部署などの諸号に選ばれた。某号に封ぜられ、契丹行宮都部署に任せられた。その年の春、使相の号に封ぜられた。東北路の撻領詳穩になり、北院宣徽に改められ、阿里軫城（蔚州）の事をつかさどった。左院夷離畢などの号を得て、宗族の事をつかさどり、大内惕隱に立てられたという綸誥は帳汗が書き、惕隱司を得て担任した。その後親族の王子の順位を決めるにあたり、廣陵郡王の号に封ぜられ、平州の事をつかさどるように改められた。これらに遷って、興中府をつかさどったのち、（頤）陵の事をつかさどった。六十二歳で長患いのため治所で薨じた。毛詩に「愷悌たる君子、民の父母」とあるのは、大王のような人を言うことである。妻惕隱姪姓古只は、乙室己国舅少父房涅里袞敵烈德相公と諧領夫人の第五女であり、韓國夫人に封ぜられた。人徳が満ちあふれていた。大王と姪の子どもは男女四人があり、長男崇骨徳と次男鉄離はともに右院千牛衛將軍である。長女特免は国舅大翁帳處德太師と裊魯隣夫人の子である信寧郎君に嫁いだ。次女胡覲古は国舅大翁帳控骨里太保に嫁いだ。重熙二十二年（1053）八月十二日に、日時とも適宜であり、勅を奉じて葬儀を總理したのは甌昆塞哥太保である。葬儀に参列した親族は、惕隱姪の姉たちである唐	開泰八年（1019）、始授王子郎君將軍。太平初、改授始平軍節度。五年（1025）、南面林牙。 七年（1027）、出領彰國軍（應州）節度使。俄換崇義節制（宜州）。重熙元年（1032）、遷天德軍（豐州）節度使。 七年（1038）、入為南面契丹諸行宮副部署。 明年（1039）、轉都部署、同中書門下平章事。 十年（1041）、授東北路達領將軍。再歲、徵拜宣徽使。十四年（1045）、出知忠順軍（蔚州）節度使事。 十五年（1046）、拜左夷離畢。其年冬、遷授大内惕隱。十七年（1048）、特封廣陵郡王。未幾、改遼興軍（平州）節度使。翌歲、判興中府。二十一年（1052）、移鎮頤州。 以重熙二十二年（1053）歲次癸巳六月二庚午日、薨于治所、享年六十有二。	12 13 14 15 17 ↓ 18 4 ↓ 5 20 ↓ 23
	王所娶夫人蕭氏姓古只、涅里袞相公女也。閨風蕙振、壹德金貞、忍違偕老之期、自固靡它之誓。有子二人：長曰崇骨徳、右千牛衛大將軍。次曰鐵離、右千牛衛將軍。肯構象賢、聿與先闕、垂橐典衛、並列通班。女二人：長曰特每、適於國舅處德太師男、信陵郎君婦。次曰胡覲古、適於國舅阿沒郎君男、控骨里太尉婦。		

	古徳姫、朱哥姫、奴古里姫、労骨寧娘子、惕隱姫の弟である奪里鉢里太尉、弟の妻唐娘子、嫁たちの母である崇娘子、巒姐娘子、婿たちの母である國舅帳裏魯隣夫人、楚魯古姫、惕隱姫の妹不列娘子、長男崇骨徳、その嫁賢丹女、次男鉄離、その嫁胡覩古、長女特免娘子、その婿信寧郎君、次女胡覩古および姻戚関係者となっている。 大葬には哭礼を用い、尼巫思連峰において涅里古が南面長丘にて会葬の儀式を行った。惕隱姫、宗教の異母妹である同哥公主と討古別胥、長男崇骨徳太師が共同で墓誌の撰作に加わり、輝かしく円満な墓誌を完成した。	以其年八月十二日戊申、附葬于乾陵之西麓。 7 ↓ 8
35	宗教の異母妹である同哥公主、惕隱姫の妹夫である札不古將軍、惕隱姫の弟の子どもである郭三と察者およびその夫趙九、惕隱姫の叔父の子である安哥などは、靈柩を墓地まで送った。	

1 朝隱驢糞大王

聖宗統和九年（991）に生まれ、興宗重熙二十二年（1053）に薨じ、享年 62 歳。「朝隱」はかれの字あざな、「驢糞」はかれの名。その名「驢糞」は『遼史』卷六十四/皇子表に見えるほか、「驢糞」の同音異訛「旅墳」は、『遼史』卷十七/聖宗本紀八/太平八年（1028）十二月壬申「旅墳宜州節度使」に見える。その字「朝隱」は漢文史料には見えず、契丹文墓誌にのみ現れる。『遼史』卷九十一/耶律韓八伝に「耶律韓八、字嘲隱」とあるが、「嘲隱」の契丹語原型は「朝隱」に同じであるはずで、どちらも丂伏 *ʃauŋ* に由來した音訛である。漢文墓誌に現れる「宗教」という名は、『遼史』卷十六/聖宗本紀七/開泰九年（1020）五月癸酉「以耶律宗教檢校太傅」に見える。その字「希古」は、『遼史』に見えない。廣陵郡王の封号は、契丹文墓誌と漢文墓誌とで一致する。但し『遼史』卷二十/興宗本紀/重熙十七年三十一月丁巳に「惕隱旅墳遼西郡王」とあることは、明らかな誤記と判明する。

驢糞が隆慶の五子の中で長に居るにもかかわらず、皇族表がかれを五子の第四位に並べるのは、かれが「元子」ではないからである。しかし、旧史皇族伝では、驢糞が第一位に列せられていた可能性が十分ある。こうした例は世宗の長男只沒（「質睦」ともする、字は「和魯董」）に傍証を得る。只沒は甄氏所出の庶長子であり、『遼史』卷六十四皇子表はかれを世宗の三子の中で第三位に並べるが、「旧史皇族伝 書すること第一に在り」とある。ここから、旧史での子嗣順序の並べ

方は、年齢に従うものであり、それに反して『遼史』のほうは嫡庶の別に改めて並べるようになっていることがわかる。

2 耶律捺鉢の第五汗景宗皇帝

「耶律捺鉢」は、即ち「皇家」の意。それと近い意味を示すものには、さらに「女古捺鉢」や「聖捺鉢」などがある。契丹文墓誌では、みな契丹王朝を指す。それに対応する「先捺鉢」は、遙輦可汗治下の契丹部族連盟を指す。

遼景宗の尊号につき、『遼史』は「天贊皇帝」（卷八/景宗本紀上「百官上尊号曰天贊皇帝」）とし、尊諡を「孝成皇帝」（卷九/景宗本紀下「統和元年正月壬戌、上尊諡孝成皇帝、廟号景宗。」）とするが、『契丹国志』も「孝成皇帝」とする。漢文『王瓚墓誌』（統和三年[985]）では、それを書き誤って「孝感皇帝」とする。しかしながら、契丹文墓誌だけは、景宗を「天冊皇帝」と称する。

3 遷女娘子

姓を迷里吉とする。この姓氏は、契丹小字誌文に見えるものとしてはさらに、耶律玦（1014-1070）の母と妻は、姓を迷里吉とする。遼太祖の弟雲獨昆迭烈哥の六世孫である迪烈德太師の妻は、姓を迷里吉とする。連寧曷里（1010-1091）の妻も迷里吉氏だが、その父迷里吉立秋駒馬は実は『遼史』に見える「大力秋」ということだったので、渤海国王族の姓氏「大」は契丹人にして爻化丸爻 mirgir（迷里吉という姓氏の男性形）と呼ぶことがわかる。愛新覺羅・吉本 2011:108-112 にそれに関する詳考が載せる。『遼史』に人名とする「迷離己」があるが、それは姓氏となるものの同音異訛にちがいない。迷里吉遷女娘子は、渤海國最後の国王大謹譲の外孫女である。

4 故渤海聖王

漢字誌文の「故渤海聖王」と契丹文墓誌の「丹国の聖汗」が指すのは渤海國の末代国王大謹譲である。「烏魯古」は、元来遼太祖が騎乗していた馬の名だが、渤海を滅ぼした後、それを降伏した国王に賜ったことによって侮辱の意を示した。ここから、*dan gur*（丹国）の契丹字における本義が本来「渤海故地」を指し、渤海滅亡ののち、契丹人が *dan gur* を襲用して渤海の故地に建立された東丹国を指したことが推察される。考証過程の詳細については、「契丹文 *dan gur* 与東丹国国号—兼評劉浦江〈再談「東丹国」国号問題〉一」（愛新覺羅 2009 所収）および愛新覺羅・吉本 2011:89-107（第三章『三国遺事』に見える「皇龍寺九層塔」）を見よ。

5 猪糞太師

『遼史』皇族表には、秦晉国王隆慶（孝貞皇太叔）が、査葛、遂哥、謝家奴、驢糞、蘇撒の五人の子があると記す。漢文『耶律宗政墓誌』と『耶律宗允墓誌』によれば、査葛は即ち耶律宗政、遂哥は即ち耶律宗德、謝家奴は即ち耶律宗允で、それぞれの対応関係がわかり、三人とも隆慶の正妃である齊國妃に出自する。驢糞と蘇撒（猪糞）は、隆慶の妾である遷女娘子が生んだ同母兄弟であり、漢字誌文が耶律宗教を「孝貞皇太叔之胤子」とする所以である。契丹小字誌文の「猪糞」はあきらかに「名」であり、『遼史』の「蘇撒」は言うまでもなく「^{あざな}字」である。ところが「蘇撒」に表示される音韻から見れば、それは語尾 *n* 子音が付かない形式で、漢語音訳に誤りがあろう。類似した事例を挙げてみれば、遼代漢文墓誌の人名「擺撒」は、契丹文墓誌における対

応形式は *baisan* なので、より適切な音訳は「擺散」となるはずである。

契丹人で「豬糞」を名とするものには、さらに筆者が訳した契丹文墓誌に現れる「烏廬本豬糞」があり、この人物は遼輦氏迪輦鮮質可汗の第八代の後裔にあたり、『遼史』卷九十一に伝がある耶律玦の弟でもある。

6 塙母城節度使

契丹小字誌文の「塙母城節度使」は、漢字誌文の「太平初、改授始平軍節度」と時間的には対応するが職名が異なっている。

始平軍は、遼州の軍号であり、東京道に隸属する。東京道は元来渤海國の東平府の治下であったが、遼太祖天顥元年（926）に渤海を討伐する際に、最初に破ったのは東平府で、渤海を滅ぼし東丹に改めた。太宗の時に州の軍号である東平を始平に変え、その兵事を北女直兵馬司に属させた。聖宗が耶律宗教に始平軍節度使に授けたことには、その母が渤海最後の国王の後裔であったことと何らかの関係があるかもしれない。

『遼史』卷四十六/百官志二/北面部族官/西路諸司に「塙母城節度使司」があるが、契丹語 tamur を音訳すれば、「塙母里」とすべきなので、『遼史』の「塙母」はその語尾の r 音を省いた不適切な音訳と言わざるをえない。『遼史』には、「塙母城節度使」に任せられたものとして、「耶律谷欲、字休堅、六院部人。開泰中、稍遷塙母城節度使。」（卷一百四/耶律谷欲伝。ところが、本人の墓誌には脱文の中にあるか見えていない）、「蕭陶阤、字烏古鄰、宰相轄特六世孫。起為塙母城節度使。未行、疽發背卒。」（卷九十/蕭陶阤伝）、「耶律敵烈、字撒懶、採訪使吼五世孫。大安中、改塙母城節度使。」（卷九十六/耶律敵烈伝）が見える。耶律宗教が塙母城節度使に任せられた時期は、開泰八年以後ないし太平五年以前にあり、耶律谷欲が同職に任せられた後にあるはずである。契丹文墓誌によれば、撒懶迪烈得（1026-1092。即ち『遼史』の耶律敵烈）は「大安中」に、白斯本查刺（1053-1113）が「乾統九年[1109]」に、胡都董鐵里鉢里（1011-1069）は道宗朝にそれぞれ同職に就いた記事が見える。

7 宜州節度使

『遼史』卷十七/聖宗本紀八/太平八年十二月壬申に「旅墳宜州節度使」とある。卷三十九/地理志三に「宜州、崇義軍、上、節度。本遼西彙県地。東丹王每秋畋于此。興宗以定州俘戸建州。有墳山、松柏連亘百餘里、禁樵採。凌河、累石為堤。隸積慶宮。」とある。漢文『蕭相公墓誌』に「宜州北闕山西、附先令公之塋」とあるところから、宜州の故址は今日の遼寧省義県にあると見なすべきである。

8 帰化（州）節度使

契丹文墓誌の「帰化（州）節度使」と漢文墓誌の「天德軍節度使」とは吻合していない。『遼史』卷四十一/地理志五に「歸化州、雄武軍、上、刺史。本漢下洛県。元魏改文德県。唐升武州、僖宗改毅州。後唐太祖復武州、明宗又為毅州、潞王仍為武州。晉高祖割獻于遼、改今名。」とある。天德軍は豊州の軍号であり、地理志五に「豊州、天德軍、節度使。秦為上郡北境、漢屬五原郡。地磧齒、少田疇。自晉永嘉之亂、屬赫連勃勃。後周置永豐鎮。隋開皇中升永豐縣、改豊州。大業七年為

五原郡。義寧元年太守張遜奏改歸順郡。唐武德元年為豐州總管府。六年省、遷民於白馬縣、遂廢。貞觀四年分靈州境、置豐州都督府、領蕃戶。天寶初改九原郡。乾元元年復豐州、後入回鶻。會昌中克之、後唐改天德軍。太祖神冊五年攻下、更名應天軍、復為州。」とある。帰化は刺史州、豐州は節度使であるとのことによれば、契丹小字誌文の「帰化」は誤筆かもしれない。

9 蔚州

ただ「蔚州」という州名だけは、契丹小字誌文がここで漢語訳音で表示しない。ほかには、なお「錦州」、「雲州」、「横州」、「五國」など数個の州や城の名は契丹文墓誌には通常の漢語訳音と異なった契丹語で表現している。

10 陵の事

陵、即ち顯陵を指す。『遼史』卷五/世宗本紀/天祐五年(951)に「察割反、帝遇弑、年三十四。應曆元年、葬於顯州西山、陵曰顯陵。」卷三十八/地理志二/東京道に「顯州、奉先軍、上、節度。本渤海顯德府地。世宗置、以奉顯陵。顯陵者、東丹人皇王墓也。……州在山東南、遷東京三百餘戶以實之。應曆元年、穆宗葬世宗於顯陵西山、仍禁樵採。」『奉天通志』に「今北鎮城正在山之東南、且位於顯陵之東南十五里、則顯州必在此附近無疑。」とある。

11 国舅虜德太師

虜德太師の名「朮化彥」はそもそも契丹語序数詞「第二」の男性形だが、人名として用いることは契丹小字誌文に初見である。しかし注目に値するのはむしろ漢字誌文に見えるこの人名の漢語対訳「虜德」である。「虜德」は耶律宗教の長婿の父「虜德太師」を指し、かれの名は、1995年に向南が「口德」と録したが、つまり「德」前の字が読めなかつたのである。2014年になって劉鳳翥はまた「突德」と写したが、不可解にもそれに対応する契丹小字誌文の人名「朮化彥」を相変わらず「第二」と訳し、「第二太師」という意味不明の訳文になっている。実のところ、漢字誌文に刻された「虜」は、「處」の異体字なので、「突」と似ているところは少しもない。ここからさらに指摘しておかねばならないのは、「朮化彥」の音韻構成が従来の *fur-ər* ではなく *fud-ər* とすべきことである。即ち、契丹小字の「化」の音価は従来推定された-*ur* ではなく-*ud* に訂正せねばならないということである。

ついでながら、漢字誌文の「虜德」は、より適切に契丹語 *fud-ər* を音訳すれば「虜德里」とすべきであり、即ち語尾の-*r* が省かれている。こうした契丹人名の語尾音韻を省く例はよく見られる。『遼史』に限っても、「薩刺頂」を「薩刺德」に、「痕得隱」を「痕得」に、「巖木古」を「巖木」に、「曷魯本」を「曷魯」にするなど、枚挙にいとまない。

12 耶律宗教の異母妹である同哥公主と討古別胥

この二人の異母妹につき、彼女たちの生母はなお不明のままである。秦晉国王隆慶には多くの妻妾があり、現時点で墓誌に出現するものに限っても、四人に達している。即ち、秦晉国大長公主觀音女の長女（秦國妃に封ぜられる）、幽國夫人の女（齊國妃に封ぜられる。宗政、宗德、宗允の生母）、魏國公主長寿奴の女（秦晉国妃に封ぜられる。嗣無し）および宗教、宗誨兄弟の生母遼女娘子である。従って、次の〔系譜 I〕において、同哥公主と討古別胥をしばらく齊國妃の下に

並べておき、今後の新資料発見による実証をまつ。

13 葬儀に参列した人物

契丹小字誌文は耶律宗教の葬儀に参列した人物を漏れなく列挙している。その並び順から、契丹人の親族関係における親疎意識の特徴を読み取ることができる。この名簿は四群に分かれる。即ち、

第一群：墓主の妻の実家の親族。妻の姉唐古徳婉、朱哥婉、奴古里婉、労骨寧娘子、妻の弟奪里鉢太尉とその妻唐娘子。

第二群：墓主の嫁の実家の親族。崇娘子（長男の嫁賢丹女の母）、巒姐姐子（次男の嫁胡覩古の母）。

第三群：墓主の婿の親族。国舅裊魯鄰夫人（長婿信寧の母）、楚魯吉婉（次婿控骨里的母）。

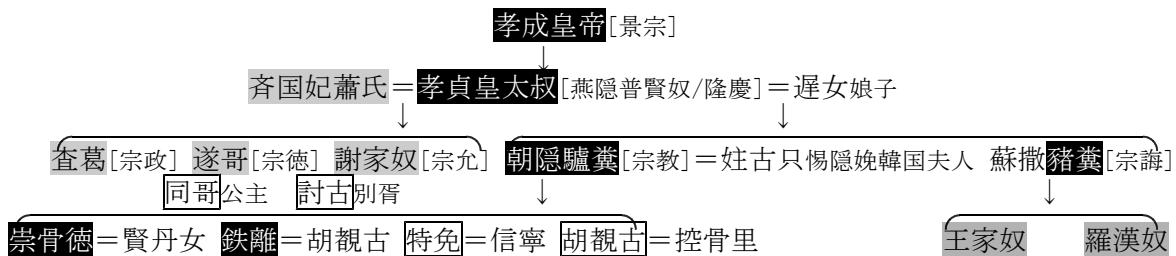
第四群：墓主の親族関係で目下の者。墓主の妻妹不列娘子、長男崇骨徳、嫁賢丹女、次男鉄離、嫁胡覩古。長女特免娘子、婿信寧郎君、次女胡覩古。

以上の如く、葬儀に参列した際の並び順に、親族の間の等級差が現れている。先ずは妻の一族、次は嫁の一族、さらに婿の一族、最後にはじめて子どもたち、となっている。

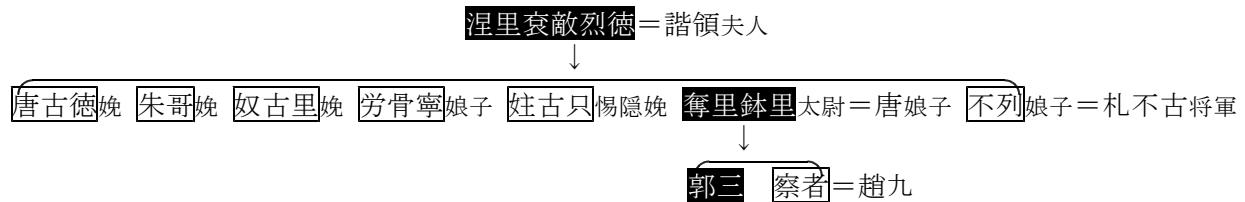
葬儀に参列した親族において、女性が絶対多数を占めることも注目に値する特徴の一つと言える。これらの女性の夫たちは、必ずしもみなが故人ではあるまい。少なくとも姓古只の妹の夫である札不古將軍および彼女の弟の婿である趙九の二人は墓地まで会葬した名簿の中に現れているからである。とはいえ、宗教の次女胡覩古の夫である控骨里は葬儀に登場せず、かれはすでに逝去していたと考えざるをえない。

契丹小字誌文と漢字誌文の記述を総合し、『遼史』の関連する記述を参照すると、以下の三個の系譜を得る。

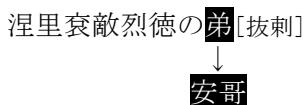
系譜 I



系譜 II



系譜III



系譜 I には、烏里衍望仙奴の妻除者の名字が見えない。漢文墓誌第 21～23 行には姓古只夫人につき「子二人有り、長を崇骨徳と曰い、右千牛衛大將軍。次を鐵離と曰い、右千牛衛將軍。」「女二人：長を特毎と曰い、國舅處徳太師の男、信陵郎君の婦に適ぐ。^{とつ}次を胡覩古と曰い、國舅阿沒郎君の男、控骨里太尉の婦に適ぐ。」とある。契丹小字墓誌第 21～22 行にも姓古只夫人に二子二女があったと見える。

空志丙公 卍谷丙令 舟列出毛 又及舟ㄌ 勿火火 木化斧 舟ㄌ 卍火
 大王[と]婉の 男 女 子供 四人、 長子 崇骨徳、 第二子 鉄離、
舟火天 反化 全文方 火丙 火火 全舟 火亦 又舟火 令企当 力立出斧火
 右院 千牛衛 将軍。 長女 特免、 國舅
又反 艾火 木化斧 空火 伏丸火半伏 全委伏 圣火 舟ㄌ 全丙伏 又火夫矢
 大翁帳 處徳 太師[と] 腸魯隣 夫人 二人の 子 信寧 郎君に
穴平公当 木化当 舟ㄌ 捻 力立出斧火 又及 艾火 几火女 空舟矢 穴平公当
 嫁いだ。 第二女 胡覩古、 國舅 大翁帳 控骨里 太保に 嫁いだ。

『烏里衍詳穩墓誌銘』第 12 行に以下のように見える。

全委伏 木爻引 志丙火 丙吉 卍火汁 王公丙 火志 卍用 火亦 志 木羽羽
 夫人 除者は 王子班 朝隱 驢糞 暬隱 廣陵 郡王[と] 姓古只
木火火 全委伏 圣火 舟ㄌ
 陳国 夫人 二人の 女[である]。

耶律宗教の墓誌が子女を記述する文章において烏里衍望仙奴の妻除者を遺漏したと仮定することにも、疑問がある。重熙二十二年（1053）耶律宗教出棺の時、契丹小字墓誌は現場に臨んだ親族の人名を詳細に記述するが、その中に除者はいない。除者は大康三年（1077）にはなお存命であり、その父の逝去という重要な場面に、夫妻二人がともに出席しないということがあろうか。除者が耶律宗教の庶出の女であると仮定しても、なぜ耶律宗教の墓誌に見えないのか解釈できない。以上の疑問は、今後の関連資料の出土を待って解決できるかもしれない。

6 耶律宗教の妻姓古只

漢字『耶律宗教墓誌』第20行には墓主の妻を記述する一節がある。

王所娶夫人蕭氏姓古只涅里袞相公女也

1995年に向南はそれを「王所娶夫人蕭氏、姓古只涅里袞相公女也。」と句読した。2014年になっても劉鳳翥は依然向南の句読を流用し、かつ「姓古只涅里袞」を耶律宗教の岳父の名字と誤解していた。実際のところ、契丹小字の表現を対照すれば、「姓古只」が耶律宗教の妻の名であり、「涅里袞」が耶律宗教の岳父の字であることがたいへん簡単にわかる。正確な句読は以下の如くである。

王所娶夫人蕭氏姓古只、涅里袞相公女也。

契丹小字誌文第19～20行の関連部分を録し、向、劉二氏の漢文断句の誤を証明しよう。

<u>百</u>	<u>几</u>	<u>王</u>	<u>姿</u>	<u>丙</u>	<u>百</u>	<u>朮</u>	<u>羽</u>	<u>秃</u>	<u>𠂔</u>	<u>𠂔</u>	<u>𠂔</u>	<u>力</u>	<u>立</u>	<u>出</u>	<u>朮</u>	<u>𠂔</u>	<u>𠂔</u>	<u>𠂔</u>	<u>伏</u>	<u>朮</u>	<u>余</u>	<u>伏</u>
妻		惕隱	妃		姓	古	只	は、	乙	室	已		国	舅		少	父	房		涅	里	袞
令	<u>刃</u>	<u>分</u>	<u>𠂔</u>	<u>舟</u>	<u>𠂔</u>																	
敵	烈	德		相	公	[と]	諧	領		夫	人		二	人	的	第五		女	[である]。			

百*mə（妃）は、本義は「母、女」で、同時に女性の尊称でもある。姓古只の夫耶律宗教が大内惕隱に任せられたので、「惕隱妃」と尊称される。姓古只の父は、字は涅里袞、名は敵烈徳で、『遼史』卷八十八に伝のある蕭敵烈である。この人物につき、つとに愛新覚羅2006において考証を施し、『遼史』卷八十八に伝がある蕭敵烈と断定した。伝に「蕭敵烈、字涅里袞、宰相撻烈四世孫。識度弘遠、為郷里推重。始為牛群敵史。帝聞其賢、召入侍、遷國舅詳穩。統和二十八年（1010）、帝謂群臣曰：高麗康肇弑其君誦、立誦族兄詢而相之、大逆也。宜發兵問其罪。群臣皆曰可。敵烈諫曰：國家連年征討、士卒抗敵。況陛下在諒陰。年穀不登、創痍未復。島夷小國、城壘完固。勝不為武。萬一失利、恐貽後悔。不如遣一介之使、往問其故。彼若伏罪則已、不然、俟服除歲豐、舉兵未晚。時令已下、言雖不行、識者聽之。明年、同知左夷離畢事。改右夷離畢。開泰初、率兵巡西邊。時夷離董部下閻撒獄撲里、失室、勃葛率部民遁、敵烈追擒之、令復業、遷國舅詳穩。從樞密使耶律世良伐高麗。還、加同政事門下平章事、拜上京留守。敵烈為人寬厚、達政體、廷臣皆謂有王佐才。漢人行宮都部署王繼忠薦其材可為樞密使、帝疑其黨而止。為中京留守、卒。族子忽古、有傳。弟拔刺。」とある。蕭敵烈の漢文墓誌は、1949年に遼寧省阜新市（もと義県に属す）清河門西山村西山において発見されたが、誌石は出土の際に破損していた。わずか残されたのは10件の破片のみであったが、誌蓋だけは完全に保存されている。方形を呈しており、辺長は97cmであり、真ん中に2行10字の篆書漢文「佐移離畢蕭相公墓誌銘」（「佐移離畢」は「左夷離畢」）

が刻まれている。『遼史』卷十五/聖宗本紀六/開泰三年（1017）に「六月乙亥、合拔里、乙室二国舅為一帳、以乙室夷離畢蕭敵烈為詳穩以總之。」とあるので、「乙室夷離畢」は「乙室己夷離畢」とすべきである。契丹文墓誌の解説によって蕭敵烈が乙室己国舅少父房の出身であることが証明され、漢文墓誌の出土はさらに乙室己国舅少父房の本帳地が、遼寧省義県清河門西山村あたりにあることを実証した。『遼史』蕭敵烈伝においては、子があることを記述しないが、漢文墓誌に蕭相公の二人の子の漢名が見えており、「長曰慎徽、如京使……留守相公女橫帳耶律氏為婦。次日慎微、崇德宮副部署、銀青崇祿大夫、檢校匂當……衛內口步軍都指揮使、娶……小字達烈、次……」とあり、最後になお「次」という字が見えるところから、蕭敵烈の子が二人に止まらないことを推測しうる。『廣陵郡王墓誌銘』に蕭敵烈の子どもたち七人の名が見え、長女唐古德婉、次女朱哥婉、三女奴古里婉、四女勞骨寧娘子、五女即ち耶律宗教の妻である惕隱婉韓國夫人姓古只、子奪里鉢里太尉および六女不列娘子となっている。奪里鉢里は契丹名であり、漢文墓誌の「慎徽」と「慎微」の弟に違いない。重熙二十二年（1053）にすでに太尉という官職名をもっており、一子郭三と一女察者がある。そのほか、蕭敵烈には少なくとも一人の弟があり、重熙二十二年までに世を去ったようだが、その子の名は安哥である。しかしながら安哥の父が『遼史』に載る蕭敵烈の弟「拔刺」であったか否かについては確認できない。しばらく拔刺の欄の下に置く。

『新出契丹史料の研究』p.242 外戚表「宰相撻列」（乙室己氏）一族の系譜をあらためて増補し、帰納すれば以下の如くである。そのうち、『遼史』外戚表に見えるものは□を用いて表示する。

宰相撻列[乙室己氏]				一世
				延寿隱
				二世
				令公某 司徒鉢匿
左夷離畢 涅魯衰敵烈德	臨海節度使拔刺		某の長子：太師蘇沒只 次子：紗安 第三子：管寧杷哥	三世
如京使慎徽 崇德宮副部署慎微 太尉奪里鉢里	安哥	龍虎衛上將軍忽古	杷哥長子：太師高隱佛留 次子：華巖 第三子：節度使天寧華巖	四世
袍頂[慎徽または慎微の子] 奪里鉢里子：郭三			佛留長子：王六 次子：高	五世
				六世

結 語

契丹文字出土資料を全面的に活用した契丹（遼）史の再構築という前人未踏の領域を開拓した

囁矢の作は、筆者の「匣馬葛考」(『立命館文学』582号、2003年)と言える。

従来の契丹(遼)史研究は、14世紀に編纂された『遼史』にもっぱら依存するものであった。『遼史』編纂の際には耶律儼・陳大任の著作が参照されたが、『遼史』を見る限り、それらはすでに粗略を免れないものであった。元朝史官は史料の不足に加えて、遼代に対する理解も乏しかったため、『遼史』の分量は『宋史』の十分の一にも及ばず、錯誤に満ちたものとなった。契丹(遼)史研究は、『遼史』に依存する限り、全面的な展開は困難である。一方、契丹文墓誌はモンゴル史研究における『元朝秘史』と同様に『遼史』には見られない契丹人自身の歴史の真相を具え、漢文墓誌にも往々にして『遼史』に見えない史実が記述されている。これらによって『遼史』の全面的な校勘整理に対する堅実な基盤を獲得しうる。

本稿で扱った3件の新出契丹文墓誌は、それぞれ横帳季父房・国舅小翁帳・国舅大翁帳に関わる。遼史研究において、皇族・后族の実態解明は最も緊要の課題だが、とりわけ出土資料が乏しい横帳季父房と国舅大翁帳については、契丹文墓誌の解読によってはじめて数多くの実態が明らかになった。季父房・許国王寅底石は、遼太祖の五人の弟の三番目であり、遼末にいたるかれの八世代の後裔はすべて嫡次子である延寧明に出自するが、延寧明この重要な人物は、『遼史』に遺漏されるのみならず、同時代の漢文墓誌もかれを嫡長子と混同している。国舅大翁帳・北府宰相幹は、遼太祖皇后の長兄北府宰相敵魯の子であり、本稿がはじめてかれの六世代の後裔を解明したことは、『遼史』に重要な一章を増補するものとなる。国舅小翁帳・白斯本相公は、遼太祖皇后の次兄室魯の六世孫にあたり、この一族の系譜解明によって、『遼史』本紀にのみ見え、外戚表に見えない神観が室魯の子であることが確定した。神観はそもそも遼太祖皇后の弟阿古只の実子だったが、室魯の養子となった後、北府宰相敵魯の子宣武軍節度使翰の未亡人阿不里公主(遼世宗の妹)を娶った。室魯一族の全13世代はともにかれの子孫であった。

墓誌解読の結果を踏まえた上で、『遼史』地理志の記述と対比しながら、考古学的現地調査を行ったことで、遼代の豪州・遼州の地理的な位置および名称の由来などいまではっきりしなかった問題や地理志に存在する訛誤や疎漏の補正に重要な根拠を提供できるようになった。

要するに、契丹人の歴史を研究するには、契丹人の視野から契丹人の世界を観察せねばならない。契丹文墓誌は豊富な史実考証の材料を有するが、契丹文墓誌解読の結果が表明するところでは、同時代の漢文史料と比べて、契丹文墓誌はモンゴル史研究における『元朝秘史』と同様に漢文史料には見られない契丹人自身の歴史の真相を具えている。遼代には、契丹・漢両者の政治文化並行の政策が実施され、大は国号から、小は文翰に至るまで、並行しないものは一つもなかった。しかし詳細に立ち入ってみると、その奥妙さは今まで通論として理解されてきたように単純ではない。たとえば国号について、漢文史料には「大契丹」と「大遼」が何度も交代し、甚だしくは並用された時もあったように見えるが、興宗時代より天祚帝時代に至る全ての契丹文墓誌には、「大契丹」が見えるだけで、「大遼」は見えない。さらに后族の姓氏について、漢文史料には契丹人は耶律氏でなければ蕭氏であり、この二姓以外のものはほとんどないとあるが、契丹文墓誌には耶律氏と並ぶような、耶律氏と通婚する各氏族を総括する姓氏は一つも出現しない。契丹文、漢文は遼代に並行していたが、決して対訳に用いられていただけではないのである。要するに、契丹文が表現する

ものは、契丹人自身の世界であるが、漢文が表現するものは、契丹人が漢人に見せた別の一個の世界だったのである。契丹人が遼の領域に属さない漆水郡と蘭陵郡をそれぞれ耶律氏と蕭氏の本貫としたのは、通説のように「中原文化を仰慕した」からではなく、諸般の政治的措置の一つであったに過ぎない。

注

- 1) 『遼史』卷四十五/百官志一/北面皇族帳官は、肅祖長子治慎の五院夷離堇房、叔子葛刺の六院郎君房、季子治礼および懿祖季子襄古直の六院舍利房、懿祖仲子帖刺の六院夷離堇房をまとめて「二院皇族」と呼ぶ。
- 2) 永寧の属する横帳季父房雲獨昆迭烈哥の系譜は、愛新覚羅・吉本 2012:171-172 に見える。
- 3) 以上二件の墓誌の最新の訳文は愛新覚羅 2014 に見える。
- 4) 角括弧中の文字は、筆者が上下の文脈によって補った部分である（以下同じ）。これらの文字はあるいは誌石の破損によって永久に欠落しているのかもしれないが、あるいはレンズに入っていないだけかもしれない。今後の出現に期待したい。
- 5) 契丹モンゴル系統の民族だけでなく、女真満洲にも本来避諱の俗がない。詳細な考証は拙作『清朝始祖伝説新証』、『立命館文学』555 号、1998 年を見よ。
- 6) 本稿で言及する遼代漢文墓誌はみな向南 1995 より引用するが、一部の文字の誤録または欠漏および句讀を補正した。
- 7) 拙作「契丹女子の命名習俗に関する再考察—金啓棕先生逝去十周年を記念して—」、『立命館文学』638 号参照。
- 8) 『秦國太妃墓誌銘』（重熙十四年[1045]）はまた「旻隱」と音訳する。
- 9) 愛新覚羅・吉本 2012:202 「“弟連兄名”発生の表現形式」、および愛新覚羅 2009 「契丹古俗“妻連夫名”与“子連父名”」 <http://www.apu.ac.jp/~yoshim/B1.pdf> 参照。
- 10) 愛新覚羅 2009 「契丹古俗“妻連夫名”与“子連父名”」 <http://www.apu.ac.jp/~yoshim/B1.pdf> 参照。
- 11) 愛新覚羅・吉本 2012:202 「“弟連兄名”発生の表現形式」参照。
- 12) 同じ理由で外戚表が興宗朝に編纂されたことも証明できる。『遼史』卷七十一/后妃伝/欽哀皇后「后初攝政、追封曾祖（帖刺）為蘭陵郡王、父（諧領陶瑰）為齊國王」。遼代漢文墓誌の記述では重熙四年（1035）に欽哀皇后の母を「齊國太妃」進冊しているので、追封も同年にあるはずである。外戚表の欽哀皇后の父諧領陶瑰の「齊國王」は生前ではなく、死後の追封である。外戚表の編纂が必ずしも重熙四年より八年（1039）の間にあったことがわかる。
- 13) 拙作「契丹文字史上的璀璨星辰—紀念愛新覚羅恒煦（金光平）先生逝世五十周年—」の第三節「谷欲休堅」を見よ。この文は『契丹大字辞典』の序である。
- 14) 愛新覚羅 2004a。
- 15) 【迪】は、契丹小字『耶律撒懶相公墓誌銘』（大安八年[1092]）。墓誌蓋には篆書の漢字「南瞻部洲大遼國故迪烈王墓誌文」が陰刻されているので、【迪】と略称される。墓主は字 撒懶、名迪烈得、即ち『遼史』卷九十六に伝のある耶律敵烈である。耶律敵烈の族系の詳細については、愛新覚羅 2006:134-143

を見よ。

- 16) 【奴】は、契丹小字『大胡里只契丹国可汗横帳惕隱司仲父房国隱寧詳穩位誌銘』(寿昌五年 1099)。墓主は字國隱寧、名奴。その妻は『遼史』卷一百七に伝のある蕭意辛である。耶律奴の族系の詳細については、愛新覺羅・吉本 2011:85-86 を見よ。
- 17) その後出土した墓誌にも遇攝開音節字「墓」(mu) を音訳するのに用いられている。
- 18) 【宗】は、契丹小字『大中央契丹胡里只國故廣陵郡王墓誌銘』(重熙二十二年[1053])。墓主「廣陵郡王」は字朝隱、名驥糞(『遼史』は「旅墳」と作る)、漢名耶律宗教、故に【宗】と略称する。
- 19) 契丹小字兀が代表する齊微韻(2)は $jī \rightarrow sī \rightarrow śī$ の発展の中間階段の $sī$ にある。詳細は拙作「契丹大字墓誌における漢語借用語の音韻体系の基礎—金啓孫先生逝去2周年に寄せて—」、『立命館言語文化研究』18-1、2006 年。pp.35-47 (愛新覺羅 2009 所収) を見よ。
- 20) 『説郛』卷二十七、上海古籍出版社、1986 年『説郛三種』本、p.110。
- 21) 「横州」の「横」は「横帳」の「横」と完全に同じ単語べんえであり、これは筆者が 2003 年最初にべんえ 両斧を「横帳」と解読したことに最も有力な傍証となる。詳細は愛新覺羅 2004b を見よ。
- 22) 『遼史』卷三十七/地理志一に「壕州。國舅宰相南征、俘掠漢民、居遼東西安平縣故地。在顯州東北二百二十里、西北至上京七百二十里。戶六千。」とある。国舅宰相は撒懶阿古只を指す。
- 23) 漢文『蕭義墓誌』に、蕭義の死後、「葬於遼川之右、聖迹山陽」とある。
- 24) 拙作「契丹文『控骨里太尉妻胡賜古娘子墓誌』『大中央契丹フリジ国故廣陵郡王墓誌銘』合考」、『立命館文学』617 号、2010 年。pp.35-47。
- 25) 濮州は、『遼史』卷四十/地理志四に「濮州、永安軍、中、刺史。本古黃洛城。濮河環繞、在盧龍山南。齊桓公伐山戎、見山神児鬼、即此。秦為右北平。漢為石城縣、後名海陽縣。漢末為公孫度所有。晉以後屬遼西。石晉割地、在平州之境。太祖以俘戶置。」とある。『讀史方輿紀要』卷十七/北直八/濮州に「古孤竹國地、戰國時屬燕、秦屬右北平郡、兩漢至晉俱屬遼西郡、後魏因之。隋屬平州、唐亦為平州地。五代唐時契丹分置濮州於此、亦曰永安軍。金、元因之。明亦曰濮州、以州治義豐縣省入。編戶六十七里。領縣一。州控臨疆索、翼蔽畿甸、負山濱海、稱為形勝。契丹置州於此、所以厚渝關之防、聯絡營、平、窺覲幽、冀也。其後拱手而取燕、雲。」「義豐廢縣、今州治。」とある。今日の河北省濮県にあたる。筆者が以前解読した契丹文墓誌にも「濮州」が現れ、その綴り方は本墓誌残石と同じである。一方、「濮州刺史」は契丹文墓誌にのみ現れ、敵輦巖木古夷離董六世孫撒班鐸魯幹相公(1020-1076)の次男である夷里衍糸里太保(1061-1102)が、天祚帝が即位した後濮州刺史を受けられた。
- 26) 筆者の統計によれば、2005 年まで発見された契丹文墓誌には、au'ui(娘子)を称する契丹人女性が 84 例あり、彼女たちの夫は、みな官職が高くないか甚だしくは無官職者であり、郎君(敞史)34 人、太保 10 人、將軍 11 人、太尉 8 人、帝室己 3 人、司徒 3 人、未仕 2 人、官職不詳者 2 人、副署 2 人、副使 2 人、侍郎 1 人となる。そのほか、夫が王爵をもつて、妻が au'ui(娘子)と称される者があるが、それは正妻ではないからである。未婚女性も au'ui(娘子)と称されることから、この語は女性に使う一般的通称であることがわかる。詳細は愛新覺羅 2006:302-305 を見よ。
- 27) 『遼代北鎮蹤函』、遼寧教育出版社、2011 年。

- 28) 「郎君蘇」、即ち耶律良、^{あざな}字は習輦、名は蘇。「蘇」は契丹語 su（白い）の音訳なので、「耶律白」とも呼ばれている。
- 29) 『遼史』卷二/太祖本紀下/天顯元年に「賜諱譲名曰烏魯古、妻曰阿里只。」とある。

参考文献

- 愛新覺羅烏拉熙春 2004a 『契丹語言文字研究』（第十章「契丹語的親族稱謂及相關名詞」）記念金啓棕先生學術叢書之一、東亞歷史文化研究会。
- 2004b 『遼金史與契丹・女真文』 記念金啓棕先生學術叢書之二、東亞歷史文化研究会。
- 2006 『契丹文墓誌より見た遼史』、松香堂。
- 2009 『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹学研究』、松香堂。
- 2014 『契丹大小字石刻全訳』 金啓棕先生逝世十周年記念叢書之二、東亞歷史文化研究会。
- 愛新覺羅烏拉熙春・吉本道雅 2011 『韓半島から眺めた契丹・女真』、京都大学学術出版会。
- 2012 『新出契丹史料の研究』、松香堂。
- 向南 1995 『遼代石刻文編』 河北教育出版社。

図 版



蘭陵山遠景



墓群北側の松林(南→北)



地面に散乱している遼代建築遺物



墓群東側の松林中のあちこちにみえる夥しい数の盜洞





蘭陵山近景



奪里懶將軍と永清郡主家族墓群周辺の風景



奪里懶將軍と永清郡主の合葬墓



墓室頂部の盜洞



拱門



墓壙全景



豪刺河



聖跡山



葉茂台墓群近くの古楓林





コンクリートで墓道口を塞いだ蕭義墓



蕭義墓近くの風景

(立命館アジア太平洋大学教授)